

F 0・8・3  
令和3年8月10日

相模原市長 本村 賢太郎 殿

相模原市監査委員 高 梨 邦 彦

同 橋 本 慎 一

同 古 内 明

同 桜 井 はるな

令和2年度決算に基づく健全化判断比率の審査意見について(提出)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の規定により審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出する。

以 上

## 令和2年度決算に基づく健全化判断比率審査意見書

### 第1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 第2 審査の期間

令和3年7月1日から同年8月3日まで

### 第3 審査の着眼点

別紙のとおり

### 第4 審査の実施手続

相模原市監査基準(平成29年相模原市監査委員訓令第1号)に準拠し、令和2年度健全化判断比率等審査実施計画に基づき、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続により実施した。

### 第5 審査の結果

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、前記のとおり審査した限りにおいて、法令に適合し、かつ、その内容が正確であると認められた。

### 第6 健全化判断比率の状況

健全化判断比率は、次のとおりである。

(単位：%)

区 分	令和2年度	令和元年度	早期健全化基準
実質赤字比率			11.25
連結実質赤字比率			16.25
実質公債費比率	2.6	2.7	25
将来負担比率	23.9	31.3	400

実質赤字比率は、実質赤字を生じなかったため算出されなかった。

連結実質赤字比率は、連結実質赤字を生じなかったため算出されなかった。

実質公債費比率は 2.6%で、早期健全化基準の 25%を下回った。

将来負担比率は 23.9%で、早期健全化基準の 400%を下回った。

## 別紙

### 健全化判断比率等審査の着眼点

#### 1 形式審査

- (1) 算定書類は法令で定める様式で作成されているか。
- (2) 算定書類は法令で定める記載要領に基づき作成されているか。
- (3) 算定書類に記載された計数は、決算統計等の関係諸帳簿を基に正確に計上されているか。

#### 2 実質審査(計数分析)

##### (1) 実質赤字比率

- ア 対象とする会計の範囲は適正か。
- イ 実質赤字額の算定において、継続費の通次繰越額、繰越明許費繰越額等は一般会計等の繰越計算書の額と一致しているか。
- ウ 標準財政規模の算定に臨時財政対策債発行可能額を含んでいるか。
- エ 計上額に重複はないか。

##### (2) 連結実質赤字比率

- ア 対象は全会計となっているか。
- イ 実質赤字額、資金の不足額、実質黒字額等の算定は各会計の合計額となっているか。
- ウ 標準財政規模の算定に臨時財政対策債発行可能額を含んでいるか。
- エ 計上額に重複はないか。

##### (3) 実質公債費比率

- ア 対象は全会計及び神奈川県後期高齢者医療広域連合に対する負担金等を含むものとなっているか。
- イ 特定財源の算定は適正か。
- ウ 準元利償還金の算定のうち、神奈川県後期高齢者医療広域連合に対する負担金・補助金で、当該連合が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるものがあるか。

- エ 標準財政規模の算定に臨時財政対策債発行可能額を含んでいるか。
- オ 計上額に重複はないか。

#### (4) 将来負担比率

- ア 対象は全会計及び損失補償を行っている神奈川県後期高齢者医療広域連合、地方公社・第三セクター等に対する負担金等を含むものとなっているか。
- イ 将来負担額の算定の基礎となる市債の現在高は一般会計等の市債の現在高と一致しているか。
- ウ 将来負担額の算定の基礎となる債務負担行為に基づく支出予定額の算定は適正か。
- エ 将来負担額の算定の基礎となる一般会計等以外の特別会計等に係る市債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額の算定は適正か。
- オ 将来負担額の算定の基礎となる組合等が起こした市債の償還に係る地方公共団体の負担等見込額の算定は適正か。
- カ 将来負担額の算定の基礎となる退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額の算定は適正か。
- キ 将来負担額の算定の基礎となる設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額のうち、地方公共団体の損失補償又は保証に係る債務の算定は適正か。
- ク 将来負担額の算定の基礎となる組合等の連結実質赤字額相当額に係る一般会計等負担見込額の算定は適正か。
- ケ 地方債の償還額等に充当可能な基金の算定は適正か。
- コ 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入の算定は適正か。
- サ 地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額の算定は適正か。
- シ 標準財政規模の算定に臨時財政対策債発行可能額を含んでいるか。
- ス 計上額に重複はないか。